

副首都推進本部（大阪府市）会議

《第23回議事録》

■日 時：令和8年4月28日（火）14：30 ～ 15：56

■場 所：大阪府庁本館1階 大阪府議会第1委員会室

■出席者：吉村洋文、横山英幸、山口信彦、森岡武一、渡邊繁樹、西山忠邦、高橋徹、
（名簿順）山本剛史、松阪博文、森口直人、岩谷和代、増田将雄、西島亨、山下研一郎、
阪本哲也、上山信一

（西島事務局長）

定刻となりましたので、第23回副首都推進本部（大阪府市）会議を開催させていただきます。

本会議につきましては、会議公開の原則にのっとり、会議の状況をインターネットで配信し、配付資料、議事録は公表することといたしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

始めに本日の会議の出席者をご紹介します。

本部長の吉村大阪府知事です。

副本部長の横山大阪市長です。

有識者として、上山特別顧問です。

その他の大阪府、大阪市の出席者につきましては、お手元の資料に配付しております、資料1の出席者名簿の通りでございます。議題ごとに出席者と席を入れ替えさせていただきますのでご了承願います。

それでは早速議題に移らせていただきまして、まずは議題（1）「大阪都市魅力創造戦略2030（案）について」でございます。

資料3について、森口大阪府府民文化部都市魅力創造局長からご説明をお願いします。

（森口大阪府府民文化部都市魅力創造局長）

都市魅力創造局長、森口でございます。着座にて失礼いたします。

私の方から大阪都市魅力創造戦略2030（案）につきまして、資料3に沿ってご説明いたします。

まず戦略の策定にあたりましては、10名の外部有識者で構成いたします附属機関であります「大阪府市都市魅力戦略推進会議」での議論を重ね、その意見を踏まえた上で案を作成し、本日お示しするものでございます。

資料の2ページをお開きください。

初めに大阪都市魅力創造戦略の位置づけですが、世界的な創造都市の実現に向け、観光、国際交流、文化、スポーツの各分野において人々を惹きつける都市魅力を創造することで、

国内外からの誘客、交流拡大と国際都市にふさわしい賑わいをもたらし、大阪の都市としての魅力を高めていくための府市共通の戦略として策定するものでございます。

次の3ページからでございますが、現行の「大阪都市魅力創造戦略 2025」に基づく取組の状況をお示ししております。

左上のグラフにありますように、2025年には来阪外国人旅行者数が1,700万人と過去最高値を達成するなど、各種観光データは好調な実績を示す一方、右下の円グラフでお示しの通り、観光客の訪問先を見ますと、大阪市内に集中している状況でございます。

4ページでございます。現戦略で設定しておりました10のめざすべき都市像ごとにこれまでの取組内容を記載しております。

次の5ページから10ページには、2025年大阪・関西万博を契機に実施した取組について記載しております。多様な主体が連携し、万博会場内外で様々な分野の魅力的なコンテンツが展開され、広く国内外に大阪の都市魅力を発信することができました。

また10ページになりますが、万博の機会を活用してMOUの締結など、新たな海外ネットワークの構築を図るとともに、賓客の接遇や交流事業などを通じて国際交流が促進されました。

11ページをお開きください。現戦略に基づく施策の成果の振り返りといたしまして、都市魅力と環境・交流の切り口から整理したものになっております。

これまでの都市魅力の向上や受け入れ環境の強化などに加えまして、資料右側に記載のとおり、特に万博開催を契機として都市魅力の発展・深化やネットワーク・つながりの形成が図られました。

12ページをお開きください。現戦略全体を通じた5年間の成果についてまとめたものです。

1点目は都市プレゼンスの向上、2点目は多様なネットワークの構築、3点目は来阪者数等の増加としております。

これらを踏まえて、今後のさらなる都市魅力向上に向けたポイントといたしまして、万博レガシーの継承・発展、府域の豊かな個性のさらなる磨き上げ、持続可能な観光への対応が必要と考えております。

今後の取組にあたりましては、この3点をしっかりと認識した上で、大阪ならではの都市魅力ブランドの確立、持続可能な観光の実現という2つの視点を持って進めていきたいと考えております。

13ページをお開きください。今後大阪では国際的な大規模イベントの開催や受け入れ環境充実に向けたハード整備、とりわけ2030年には統合型リゾート（IR）の開業が控えており、2026年からの5年間の期間が非常に重要なフェーズになると考えております。

大阪・関西万博によって高まった世界からの注目度や都市の勢いを万博レガシーとしてつなげ、大阪を訪れる人々が楽しくなる日本を代表する国際観光拠点の実現に向けて果敢にチャレンジを続けてまいります。

なお、本戦略は「Beyond EXPO 2025」の方向性を踏まえ、2030年までの5年間に於いて都市魅力の向上に重点的に取り組む事項を掲げた実行計画となるものです。

続いて14ページをご覧ください。これまでの取組の成果や導かれた視点、また大阪で今後予定されている様々なイベント等も踏まえ、新たな都市魅力創造戦略におけるめざす姿を「国際エンターテインメント都市 OSAKA〜府民・市民が愛着を持つ、持続可能な魅力があふれる都市へ〜」としました。

大阪が持つ、食や歴史、文化、芸術、スポーツ等を含む都市魅力すべてが、多くの人を魅了するエンターテインメントであると捉え、万博開催によるレガシーを最大限に活用し、国内外からのさらなる誘客、交流拡大につなげていくこと。それが府民・市民の誇りや愛着につながり、さらに人々をワクワクさせ、惹きつける。そうした好循環が生まれる、持続可能な都市をめざします。

その実現をめざして、先ほどの2つの視点を持ち、多彩な魅力の創出と豊かな個性のさらなる磨き上げに取り組んでいくこと。併せて、国際都市にふさわしいおもてなし力や受入環境の充実などに取り組んでまいります。本計画の計画期間につきましては、2026年度から2030年度までの5年間としております。

15ページをご覧ください。今後めざしていく国際エンターテインメント都市の姿についてイメージ化したものです。大阪を訪れた方が万博会場で体験したあのワクワク感、非日常体験を感じられる都市をめざします。

16ページをご覧ください。本戦略では具体的な施策の実施にあたりまして、6つのテーマを設定いたしました。

1、世界第一級の観光都市。2、文化力を活用した魅力あふれる都市。3、スポーツによる活力あふれる都市。4、トップクラスのMICE都市。5、国際交流を通じて持続的に成長する都市。6、安心して楽しめる快適な都市。

この6つのテーマを掲げ、府市でベクトルをあわせて取り組んでまいります。

17ページからはその6つのテーマごとに、現状を踏まえた展望と主な施策展開について、展開1から3にカテゴリーを分けて記載しております。

17ページのテーマ1では、誰もが訪れたい世界に通じる多彩な魅力あふれる都市をめざすこととし、展開1は世界第一級の文化・観光都市の形成、展開2は府内の観光資源を生かした魅力の創出、展開3は効果的なプロモーションの強化。そして、それぞれに具体的な施策を記載しています。

以降22ページまで、6つのテーマごとに具体的な施策を記載していますが、本日は時間の関係で説明は省略させていただきます。

次に23ページをお開きください。戦略の推進にあたりましては各主体が連携するとともに、府市などの行政機関により適切なマネジメントを行いながら、大阪全体の活性化を図ることとしています。

24 ページには戦略の進捗管理として、内外からの誘客に関する数値目標を設定しております。「Beyond EXPO 2025」と整合を図りつつ、来阪外国人旅行者数 2,300 万人などを目標に設定しました。

また今回の戦略では新たに質に着目した指標を設けることとし、外国人旅行者の 1 人当たり消費単価 16.0 万円や、世界の都市ランキングで TOP10 入りをめざすことなどを追加しております。

25 ページ以降は参考指標として関連する統計データなどを記載しております。

今後、本日のご議論を踏まえた上でパブリックコメント等を実施し、6 月末を目途に成案化する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして意見交換に移りたいと思います。ご出席の皆様からご意見などございましたらお願いをいたします。なお本部長、副本部長におかれましては最後に改めて総括をいただきますのでよろしくお願いいたします。それではもしご意見ある方いらっしゃいましたらよろしくお願いいたします。

では上山顧問、よろしくお願いいたします。

(上山特別顧問)

はい。非常に体系的によくまとめていただいていると思います。

都市魅力という概念は以前からあってですね、役所の書き物も見てきたんですけど、実際に現場で起きていることとだいぶ整合性が取れてきた感じがします。振り返ると、堺屋（太一）さんがおられた頃に大阪は面白いとか楽しいをキーワードに打ち出して都市戦略を考えるべきだという議論があって、その後、大阪観光局ができて溝畑局長が相当頑張って中身を作ってこられたと思う。

その経験がベースにあり今回の各論があって、その上に戦略という、ちょっと抽象度が若干上がりますが、そこに繋がってきている。以前は、書き物だけある感じがしたんですけど、中身とセットで、非常に詰まった内容のものになってきた。

さて、大都市戦略を考える時に、私は 3 つ大事なことがあると思っていて、1 つ目はインフラ。これは、大阪は二重行政のおかげで立ち遅れていた部分を急速にキャッチアップしている。2 つ目がデジタルインフラで、今まさに頑張っているところ。3 つ目が海外というところのクリエイティブシティ戦略（創造都市戦略）で、要するに人々がクリエイティブな発想をして、楽しい街になって、街の魅力が上がるというロジック。楽しいというのは非常に重要なキーワードで、住民が楽しい、だから人口が集まる。それから、観光客も楽しそうだから来てくれる、これが 1 番。

2 番目が交流。楽しく交流する。そこに新しいアイデアが生まれたり、刺激が生まれたり、商業が生まれたりして GDP と人の行き来が増えていく。

最後にブランドだと思うんですけども、あそこは楽しい街だということでブランドが立って、一層、人も会社もお金も集まるという、非常に大都市戦略の根幹に刺さる部分だと思いますので、今回の中身の詰まり具合というのは非常に頼もしいと思います。

エンタメという言葉自体が、日本語か英語か、少し微妙ですけど、海外だとクリエイティブシティ・ストラテジーというものが普遍的にあってですね、それにこれはくっついているものだと思う。都市魅力創造戦略となっているので、海外向けには多分、大阪のクリエイティブシティ・ストラテジーはここにあるんだというふうに胸を張って言える状況になっているんじゃないかと思います。以上です。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

では、高橋副市長お願いします。

(高橋大阪市副市長)

はい。まず「Beyond EXPO 2025」の役割分担でありますとか、あるいは今回新たに2つの視点と、それから6つのテーマというのが上手く説明されているので、分かりやすくなったなと思っております。

私の方から1点お願いなんですけども、本日の資料、前半を見ていると「大阪都市魅力創造戦略 2025」の実績として、万博関連の取りまとめがしっかりと取りまとめてもらっております。実際、資料の17ページからは、具体の取組施策というのが一覧で出てきているんですけども、そこを少しメニューを見ていますと、万博関連のキーワードが少ないのかなと、今そういう認識に立ってしまして、ちなみに昨日、知事・市長も参加されました、成果検証委員会が開催されております。その中で国の方から「大阪・関西万博のレガシー展開」という方針が示されております。

その中で3本の柱が立っておるんですけども、その1本の柱の中で「万博を契機とした創造活動の深化・展開」というふうな柱がございます。その中には大阪・関西で設けます未来創造会議の枠組みを用いて、大阪・関西でのイベント開催を支援する、そういうふうな記載がございますので、是非とも、例えば17ページの1番上の「世界第一級の文化・観光都市の形成」という項目におきまして、もし可能であれば、例えば、こういった未来創造会議も活用し、アフター万博のイベントなどによって、大阪の都市魅力ブランドの確立に向けて取組を推進するとか、そういうちょっと大きなことも1つ検討いただけたらと思っております。以上です。

(松阪大阪府府民文化部長)

はい。ご提案を受けて検討させていただきます。

(西島事務局長)

他、よろしいでしょうか。

(山口大阪府副知事)

すみません。オンラインですけどいいですか。

(西島事務局長)

はい。山口副知事お願いします。

(山口大阪府副知事)

はい。戦略としては、本当に上山先生からご報告いただいたように一定まとまったのかなと思うんですけども、ただやはり、実際は1つ1つの事業をどう作っていった積み上げていくかっていうことが非常に重要だと思うんですね。

人をワクワクさせる、あるいは都市魅力を上げる事業をやっていこうとしたら、万博の時に相当やられたのではないかと思いますけど、これをやっぱり継続してやっていくっていうのはかなり事前準備が必要だということと、やっぱりターゲットをしっかりと決めてですね、どういう演出というか、プロモートしていくのかとかですね。ここが我々なかなか公務員の弱いところですけど、こういうものもしっかり勉強して作り上げていくことが必要だと思うので、いざこれから施策を作るという段階においては、しっかりと色んな人の意見も組み入れてですね、より面白いもの、ワクワクするもの、楽しいものっていうのを追求してほしいというふうに思います。我々もそれに努力しなければならないんですけども、そういうことを感じています。とりあえず質問ということではなくて意見です。よろしくお願いします。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございます。他ございますでしょうか。

そうしましたら、副本部長、本部長の順にご発言をいただきたいと思います。

まず、副本部長よろしくお願いいたします。

(横山副本部長)

はい。まず取りまとめありがとうございます。この都市魅力創造戦略の次期戦略案が示されたところでございます。前の戦略はですね、コロナ禍による影響もありましたが、本当にたくさんの観光事業を取り込むための施策を展開していただいて、そして万博のインパクトもありまして、また大阪の都市格が本当にここ数年で大きく上がってきたところかと思っています。

これからもやっぱり選ばれる都市となるために、国際エンターテインメント都市をめざして、世界の人々を惹きつけるキラコンテンツの創出といった大阪の都市魅力にさらに磨きをかけていくことが必要だと思いますので、引き続きこういったことを進めていきたいと思っています。

18 ページの方に詳細の施策が色々書いていただいています、例えば大規模アリーナ等はこれからどんどん需要も大きくなってくると思いますので、アリーナ戦略等についても府市でしっかりビジョンを持って進めていただけたらというふうに思います。

あと是非アートについても進めていただきたいなと思ってまして、色々街中を歩いたらアートにぶつかるような、パブリックアートがあふれる街っていうのも素敵なんじゃないかなと思います。ハンブルクに姉妹都市で伺った際に、同じく工業都市、過去工業都市だったんですが、昔の工場跡地を活用して色々アートによる取組をされていました。街にアートがあふれると、若い世代を中心に非常に楽しくオフィスに向かったり、労働生産性が上がって、ひいては街全体の活気が生まれてくるんじゃないかなと思うので、例えば公共空間を生かしたパブリックアートの展開等についても是非ご検討いただけたらと思います。

18 ページばかりですみません。デジタル技術を活用した創作活動の展開、新たな文化創造の振興っていうの、これも非常に重要だと思っています。デジタルアートなんかもこれからどんどん需要が増えてくるとしますし、リンツで行われているデジタルアートの、確か国際展があると思うので、そういったものを参考にしながら、デジタルアートやアート面で大阪が非常に先行していて、若いクリエイティブな人たちが集うような街になればまた大阪の活気が出ると思いますので、このあたり、世界の取組なんかも参考にしながら引き続き府市連携して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(西島事務局長)

ありがとうございます。本部長、お願いいたします。

(吉村本部長)

はい。お疲れ様です。まず、この「大阪都市魅力創造戦略2030」取りまとめ、ありがとうございます。よく内容まとまっていると思いますし、一つ一つ本当に重要な事業も積み上げてですね、このトータルの総合戦略になっていると思います。

その上でやはり、今までの戦略と大きく何が違うかというと、万博を実際にやったということだと思うんです。そのレガシーというのは、2,900万人の参加していた人が、皆さん一人ひとり心に残っていることでもあり、また様々な技術にチャレンジした企業等については、今も色んなチャレンジに向けて動いている。先日、成果委員会、昨日市長とともに、東京で出席しましたが、そこで未来創造会議、大阪・関西においてはそれを立ち上げた、これに基づいて、実装化していこうじゃないか、実現化していこうじゃないか。そういう動きが

あるということを考えると、万博をやったレガシーというか、それをその価値というか、それを一つ一つの事業とですね、掛け合わせていくことによって、上山先生がおっしゃられる「クリエイティブであり、楽しくおもしろい」そういった街のブランディングにもつながってくるんだろうと思っています。

そういう意味で、少しやってほしいなと思うことが、デザインをですね、もっと上手く活用した方がいいと思うんです。つまり、「こみゃく」については2次利用が認められるようになりました。これは僕も理事会で積極的に主張して認められるようにはなりました。個人は創作活動できるんですが、一定、役所においてもこれは使えるというものにもなりましたので、「こみゃく」を使ってですね、「大阪」っていう英語のアイコニック、アイコンを是非作ってほしいなと思うんです。それを例えば府政だよりであったり、あるいは大阪州市政だよりなんか、市民の皆さんにお伝えする、このイベントをお伝えするもので、そういうところに活用したり。

あるいは、それぞれの一個一個のイベントっていうのはもちろん違うんですけど、チラシを作ったり、ポスターを作ったりする時に、大阪を表現する時に「こみゃく」を使ったデザイン、これをうまく活用することで、まさに万博の想いとか価値観というのをデザインに表現して、そしてそれをレガシーとしてつなげていける。また個性にもつながると思うんです。これができるのは大阪しかないわけですから、大阪・関西でしかないわけなので、そういったものを考えてもらいたい。

今回、観光、文化、スポーツ、MICE、国際交流、安心・快適都市という大きなくくりの中で、それぞれ個別の3つの展開と事業があるんですけど、それを1つ大きくくくる、共通項としての、やっぱり「いのち輝く未来社会のデザイン」というのをやった、2,900万人の人が来る万博をやった。2030年までの向こう5年の計画ですから、積極的に活用して、都市ブランドとして、都市の魅力として、万博のレガシーを活かしていくべきだと思うんですね。

なので、常にそのアイコンがあることによって、人と人との繋がりは何だろうということであったり、万博で生まれた価値は何だろうということであったり、そういったものは常に頭の片隅に置きながら事業展開していく。点と点の事業が線で、面で繋がるようにしていく。その意味でも、大阪というオブジェを作る必要はないんですけど、デザインですからお金かかりませんし、大阪という英語で、漢字でもいいんです。僕のイメージは英語なんですけど英語で「こみゃく」がかっこよくデザインされて、赤と青のデザインのことも大阪っていうのを、大阪府市で共通で作ってですね、それを色んな発信であったり、色んな広報物も含めて展開していくということを是非考えてもらいたい。

デザインを一過性なものとして終わらせるんじゃなくて、資産として活用する視点を持ってほしいなと思います。万博が終わればデザインというのが消費されて終わっていくというのはもったいないと思うし、デザインというのは単にそのデザイン自体に意味があるわけではなくて、そこに表現されたもの、万博では人と人との繋がり、共創、共に創るというのが僕は非常に実はその場にあって、あれがその雰囲気を実に楽しくしたと思うので、

街のブランディングをするにも、クリエイティブな街にしていく上でも、最大限やっぱりこのデザイン資産の思想を持つべきだと思います。コストもかからないと考えたら、それを1回ちょっと作ってみてもらえないですかね。1回大阪府市で大展開していきましょうよ。大阪という「こみやく」で作ったデザインを。

そして、万博って色々な価値があったよなとみんなが繋がっていくことが、僕は都市ブランディングになるんじゃないかなと思うので、小さなことかもしれないけれど大事なことでと思うので、そしてまた具体的なことなので、ちょっとこれを進めてもらいたいと思います。

(松阪大阪府府民文化部長)

すみません。知事から今ご提案をいただきました「こみやく」のアイコンとしてのデザイン活用について、現状だけ申し上げますと、現在の博覧会協会から示されている「2次創作ガイドライン」によりますと、「こみやく」の2次創作に関しては非営利目的かつ個人的な利用に限るということに一応制限はされてございます。

したがって、現時点で府なり市が「こみやく」を2次創作して活用するっていうのは認められていないことにはなっておりますが、今ご指示いただきましたので、府市で検討して関係先と調整してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

(吉村本部長)

はい。是非お願いします。

というか、我々非営利集団なので、万博の主体だから使えないのがおかしいので、使えなかったらなんでだと言わなきゃいけないと僕は思いますね。僕も理事者、理事会のメンバーなので、それは言います。なんで使えないんですかと。別に儲けを目的としてやってるわけではなくて、万博のレガシーとか価値観をこれを広げていこうっていうのが目的なので、だから博覧会協会がそう言うから難しいというのが今の状況だとするならば、そこを打破するために、打破するというか、そこを打破するのもおかしいんだけど、使えないことがおかしいと思うので、そこは僕もできるだけ働きかけもしますし、大阪府だけじゃなくて、みんなが使えるようにしたらいいんじゃないかなと思うので、もったいないですよ。協会が握ったところで協会の人間も消滅するわけですから。レガシーをデザインとしてやっぱりずっと残していこうっていう発想を大阪府自身も持った方がいいし、僕たちは当事者なので、そこはしっかり万博で生まれた価値というものを、素晴らしいものを広げていこうじゃないか。

しかもデザイン。価値もあるし、すごいもったいない気がしますね。でっかい箱物を作ってもやれと言ったらお金もかかるし、費用対効果も考えなきゃいけないけど、デザインなんてコストかからないはずですから、こんなに合理性のあるものもないんじゃないかなと僕は

ちょっと思っていますので、是非また博覧会協会と話をし、行き詰まったらまた教えてください。

(上山特別顧問)

一言だけ。熊本の研究をしたらいいと思う。熊本は「くまモン」でめちゃくちゃ有名になって、むしろ海外で人気があるぐらいです。日本っていうと「くまモンに会いたい」という感じなので、早速現地に行って見てきたらいいんじゃないですか。もう饅頭からラーメンから、何でも「くまモン」ついてますから。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、今日は様々、本部長、副本部長、またご出席の皆様からも色々ご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

この「大阪都市魅力創造戦略 2030（案）」につきましてご確認をいただきまして、先ほど色々いただきましたご意見を踏まえて必要な修正を行った上で、今後パブリックコメントを実施し、本年6月末を目途に「大阪都市魅力創造戦略 2030」を策定するというところでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら議題（1）は以上でございます。

議題（2）の前に出席者の入れ替えを行いますのでよろしくお願いします。

(西島事務局長)

はい。それでは議題（2）「副首都にふさわしい地方行政体制の検討について」の方に移らせていただきます。

なお、前回知事からご指示のありました有識者からの意見聴取につきましては、上山特別顧問はじめ、お名前の上がった皆様含めまして、今、事前の調整をさせていただいておりまして、次回以降に実施をさせていただきますのでご了承いただきたいというふうに思います。

それでは資料4につきまして事務局から説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。副首都にふさわしい地方行政体制の検討についてご説明いたします。

おめくりいただきまして、1ページ目。本日は5つの論点を順次ご説明をさせていただきますと思っております。

2ページに参りまして、論点1、「副首都にふさわしい地方政府として必要な要件は何か」ということでございます。

3ページに参りまして、副首都法案の骨子案ポイントで示された内容としまして、副首都とは、「多極分散型経済圏の形成の中核となる機能」と「大規模災害時に一定期間、首都中

枢機能の全部又は大部分を代替する機能」を担うとされてございます。またその要件といたしまして、副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について、政令で定める要件を備えることといたしまして、①政令市＋県として連携協約等、それから②としまして、特別区の設置。制度化された場合は特別市とされてございます。

この副首都は、道府県の申出に基づき、内閣総理大臣が指定するということでございます。このため、副首都としての機能を最大限に発揮できるように副首都となる道府県については、効果的・効率的に広域事務を実施する必要があると考えてございます。

4 ページに参りまして、2 月の大阪の副首都構想でもお示しをさせていただきましたが、その副首都となる道府県におきまして、効果的・効率的に広域事務を実施するためには、以下の4つの要件を満たした行政運営が必要であると考えてございます。

以上4点につきましては、エリア全体の成長戦略の策定、成長政策の展開、エリア全体の計画性・統一性、スピード感、効率的な行政運営というものでございます。

次に5 ページに参りまして、論点2に移ります。「副首都における地方政府がメルクマールとすべき地方政府はどこか」ということでございまして、6 ページをご覧くださいと、先ほど、資料4でお示した4つの要件を当てはめた時、首都である東京都は以下の通り優れた行政運営を実施できている体制を有していると考えておりまして、具体的には、エリア全体の成長戦略策定については東京都が成長戦略を一本化して策定し、都のエリア全体の成長政策を実行していること。

2 つ目、エリア全体の計画性・統一性につきましては、東京都が都市計画権限を持ち、大都市東京のまちづくりを主導していること。

スピード感につきましては、エリア内で広域権限を持つのは東京都のみであり、責任と権限が知事に一元化し、スピーディな意思決定が可能となっていること。

効率的な行政運営につきましては、災害対策や都市基盤整備に集中投資がなされているということでございます。

このため、副首都となる道府県については東京都をメルクマールとすべきではないかというふうに考えてございます。以上が論点2でございます。

次7 ページ、論点3、「メルクマールとすべき地方政府（この場合東京都ですけども）が担っている事務は何か」ということで、8 ページをご覧ください。

ここからは、東京都における事務分担についてご説明をさせていただきます。ご承知のとおり、東京都における地方自治体には、広域自治体としての都と、基礎自治体としての特別区および市町村がございまして、特別区の区域におきましては、大都市地域における行政の統一性と一体性を確保するため、都が一部の市町村権限の事務を一元的に担うこと。さらに、東京都においては、法において義務付けられていない多くの任意事務を行っているというところでございまして、その事務の範囲のイメージを8 ページの資料に書かせていただいております。

次、9 ページに参りまして、ここからはですね、その東京都が一元的に担っている事務につきまして、分野別に整理を行ったものをご説明させていただきます。

まず9 ページ、まちづくりにつきましては、この資料の作り方としましては、左側に表を載せさせていただいております、都市計画等の事務につきまして、東京都が一元的にどのような事務を行っているのかということを整理事まして、それに対応する法における事務主体がどのように定められているのか、その横に大阪市域の場合には、その事務をどこが主体としてやっているのかということを整理いたしております。その事務の範囲のイメージを右側のイメージ図としてお示ししているというものでございます。

改めまして、都市計画につきましては、東京都において、都道府県が行う事務からですね、政令市、中核市、市町村が行っている事務まで広く担当しております、現在、府市一体条例よりも広い範囲で一元化がなされているものでございます。

次、10 ページにはまちづくりの事例といたしまして、東京駅駅舎の保存・復元と容積移転の活用事例ですとか、日本橋二丁目の地区のまちづくりをお示しをさせていただいております。

次、11 ページに参りまして、交通ネットワーク・河川の関係につきましては、交通ネットワークにおきまして、東京都では、都道府県と政令市の事務に加えまして、環状7号線、8号線などの特例都道の認定および整備の管理を行っているとともに、都営交通として、広く交通事業をやっていると。あと、港湾の整備・管理などを担っているところでございます。

次に12 ページに参りまして、産業・経済政策につきましては、これは多くが任意事務ということになるんですけれども、当局におきまして、東京都のホームページなどを参照させていただきまして、東京都が一元的に担っていると思われる事務を抽出したものとご理解いただければと思います。様々、産業・労働政策・観光等につきまして、東京都において事務を担っておられまして、府市で行ってきた、例えば信用保証協会の機関の統合ですとか、府市一体で現在取り組んでいるような取組をですね、従前からやられているということでございます。

次、13 ページに参りまして、治安・災害対策等につきましては、特に特徴的なのは東京都におきまして警察に加えまして、消防・救急を一体的に行っているということでございます。

次、14 ページに参りまして、福祉・保健医療につきましては、東京都は多摩地区や島しょ部の保健所、それから地方衛生研究所や公的医療機関の設置・運営などを行っているところが特徴的かと考えております。

次15 ページに参りまして、6. 教育・文化につきましては、東京都が高等学校や特別支援学校の設置、それから美術館・博物館・大規模スポーツ施設などの設置、運営を行っているものでございます。

横の環境・衛生につきましては、東京都で上下水道や一般廃棄物最終処分場などを所管しているところが特徴的かというふうに考えてございます。

ここまでが東京都が一元的に担っている主な事務をご説明させていただきました。

次 16 ページに参りまして、論点 4、「副首都にふさわしい地方政府が担うべき事務の考え方」についてでございます。

17 ページをご覧ください。ここににつきましては、論点 1 で申し上げました 2 つの機能、役割を果たしていくためには、一番下のところで書かせていただいておりますが、東京都における道府県は、今見てまいりました東京都の事務分担をベースに、地域の実情を加味した新たな地方自治体をめざすことが必要ではないかと考えてございます。

次、18 ページに参りまして、論点 5、「副首都にふさわしい地方行政体制とはどのような制度か」ということにつきまして、今回は特別区の設置（都区制度）と連携協約の比較を行ってございます。

19 ページをご覧ください。まず（1）としまして、大都市法に基づく特別区設置（都区制度）の概要につきましては、大都市法に基づく特別区設置は、東京都以外の地域に特別区を設置し、広域的な事務は道府県に一元化しようとするものでございます。道府県と政令市が設置する法定協で特別区設置協定書を作成し、双方の議会の承認や住民投票の手続きを経て、地域の統治機構のあり方を地域が自ら決定できる制度でございまして、広域機能や基礎自治機能を振り分けることにより、東京都並みの制度を構築することが可能となるものでございます。

続きまして、次 20 ページに参りまして、（2）連携協約制度につきましてご説明をさせていただきます。この資料におきましては、副首都法案の骨子案のポイントは、政令市プラス県で連携協約等というのみの記載となっておりますので、私どもの方で現行法上の仕組みを基に議論用に整理したものというご理解をいただければと思います。連携協約につきましては、地方自治法第 252 条の 2 に基づきまして、地方公共団体が連携して事務を処理するにあたり、双方の議会の議決を経て、基本的な方針や役割分担を定める制度となっております。この両方で分担する事務の執行にあたりましては、それぞれの事務について、事務の委託ですとか、協議会の設置などの手続きが必要となっております。また、管理執行権限を一元化するには、連携協約のみでは不十分であり、事務の委託等の手法を活用する必要があるというふうになってございまして、一番下のオレンジの囲みであります。このような手法としましては、事務の委託協議会、事務の代替執行等様々ございますが、選択する手法によりましては、一元化できるものから拘束力のない紳士協定的なものまで幅広いものとなっております。

続きまして 21 ページをご覧ください。21 ページと 22 ページにつきましては、論点 3 でご説明をいたしました、東京都が一元的に担う事務の分野ごとに特別区の設置と連携協約を比較したものでございます。まず、まちづくりにつきまして、特別区設置におきましては、東京都が担う広域事務を一元化の対象にできるということ。それから、事務分担につきましては、特別区設置協定書に一括して記載することで、広域事務が県に包括的に移管され、総合的に広域事務を執行することができるというものでございます。

続きまして、連携協約につきましては、事務委託を取った場合には県に一元化できるものの、機関等の共同設置、協議会等ではそれぞれに権限と責任があり、一元化にはならないということ。個別事務ごとに協議、規約等を定める必要がございます。以下、次に、交通ネットワーク・河川以降につきまして、特別区設置のところにつきましては、今、まちづくりで申し上げましたようなことが共通して言えるということになっておりますので、以後の説明は省略をさせていただきます。連携協約を中心にご説明をさせていただきますと、道路ネットワーク・河川につきましては、同じく事務委託の場合は県に一元化できるがというところは同じでございます。特にアスタリスクのところで、法令に管理主体が別途定められている事務（道路、河川、港湾）につきましては、事務委託の対象にできるかについて検討が必要であるということ。それから、県の方に執行体制がない。例えば、地下鉄なんかについては事務委任ができないといったことがございます。

続きまして、22 ページの方に参りまして、広域的な経済・産業政策につきましては、特別区設置につきましては同じでございます。連携協約につきましては、企画から執行までの全ての事務を事務委託することは可能でございます。また、企画のところを事務委託で県に一元化ができれば、県市でそれぞれ執行するということも考えられますということでございます。それから、その下、治安・災害対策等につきましては、特に連携協約につきまして、アスタリスクのところでございますが、県に執行体制がない事務、消防等は事務委託ができないということでございまして、事務委託につきましては、道府県に一元化できるものの、機関等の共同設置にはなじまないということとなっております。それから、その他の福祉・教育・文化、環境衛生等につきまして、連携協約につきましては、基本上は事務委託の場合もあるが、事務委託の場合は、道府県に一元化できるものの、一元化にはなじまない事務もあるのではないかと。特に、県に執行体制がない事務、例えば水道ですけども、これにつきましては事務委託ができないのではないかとということが考えられています。

続きまして、23 ページに参りまして、左のここの資料を左側の4つの観点からこの2つの制度について比較をさせていただいているものでございまして、まず権限の責任と明確化ということにつきまして、特別区設置においては、道府県に広域事務が一元化し、エリア全体の計画性・統一性が図られ、スピーディーな行政運営が可能となると考えてございます。一方、連携協約につきましては、この連携協約のみでは権限の一元化はなされず、事務委託以外の手法においては権限と責任がバラバラで残ると。あと個別の事務ごとに連携することとなりますので、統一的な権限の行使に支障が生ずるおそれがございます。

次に、制度の安定性ということにつきましては、特別区設置においては、長の交代、議会の構成の変更など政治情勢に左右されることがないということ。それから副首都の指定要件を満たさなくなるということがないということでございます。連携協定におきましては、いずれの方法におきましても、将来的に、政治情勢によって解消される可能性があること。この場合、副首都の指定要件を満たさなくなるおそれがございます。

財源の確保につきましては、特別区設置においては、協定書に定める税源配分や財政調整により、必要な財源を確保され、設置後は県が一元的に予算編成ができるということ。それから、連携協力におきましては、いずれの方法におきまして、双方で、毎年度予算編成や議会の議決等が必要であるということ。

それから、執行体制の整備につきましては、特別区設置協定書により定める職員の移管によりまして、必要な執行体制を確保できること。その設置後につきましては、道府県が一元的に執行体制を整備できること。県単独の判断で執行体制を効率化することが可能となっております。一方、連携協約につきましては、いずれの手法におきまして、職員体制の効率化への寄与というのは期待できないものと整理をさせていただいております。以上、今、特別区の設置と連携協約の比較を行ってまいりました。

これをまとめたものが24ページ以降でもございまして、25ページをご覧ください。新たな広域自治体が設置される場合といたしましては、安定性としまして、政治に左右されない行政体制のための副首都要件が外れることはないが、連携協約等の場合は政治情勢により解消される可能性がある。安定性があるがゆえに、持続性、継続性が高く、長期的な政策展開や計画策定が可能となっております。それから、迅速性につきましては、組織が一元化されることで意思決定が一元化され、スピード感がある政策展開が可能となっており、非対立性としまして、広域行政機能を担う団体間の争いは回避できるものとなっております。

26ページに参りまして、一体性、統一性としまして、リーダーシップ、組織、意思決定、政策、これを遂行するための人員、予算等が全て一元化され、住民に対して権限と責任が明確となり、民意が反映されやすいもの。計画性としまして、安定的で持続性もあり、計画的な政策が展開できる。総合性としまして、広域行政機能を一本化することで、エリア全体の選択と集中を行いながら総合的な政策が展開可能になる。効率性としまして、巨大な広域行政機構をいわば合併し一元化することにより、二重行政・二重投資を生み出さず、スリムな行政体制を構築することができる。住民自治の充実としまして、特別区として公選区長を置くことにより、基礎自治サービスについて民意が反映された施策が展開することが可能という整理でございます。

27ページ以降は参考資料として色々掲載となっております。長くなりましたが説明は以上でございます。

ただいまの説明を踏まえまして、意見交換に移りたいと存じます。恐れ入りますが、時間も限られておりますので、お一人5分程度でお願いをできればと思います。申し訳ございません。

まずは上山特別顧問、よろしく願いをいたします。

(上山特別顧問)

しっかりまとめていただいていると思います。この資料については特段の違和感なく、色んな方が色んな場で議論されてきた下敷きがあって、その上に今回、国から副首都というお題が出てきて、それをもう一回解き直してみたら、結構これまでの議論の蓄積はやっぱり今回も当てはまるという感じだと思う。

さて、原点に立ち返って、そもそも副首都になるというのはどういうことなのか。目的はやっぱり首都機能のバックアップと、あと東京に依存しないで自立成長して日本全体の成長に貢献できる場所になることだと思う。そのときに今日の資料は役所ができることについて整理をしている。

それからあと、既にある役所の機能についてもう1回再配置、見直しをした方がいいと思う。だけど、本当に強力な副首都になるためには、民間が担う役割もかなりあって、それについて、この資料で書くまではないけども、やっぱりどこかで言及していかなくちやいけない。例えば、大企業は東日本震災の後、やっぱり2大拠点ということで、大阪にBCPの拠点を置き始めている。データセンターを自ら用意したり、やっていること自体が、副首都にふさわしい地域であることになるし、あと電力価格とか、余力の問題も圧倒的に東日本より西のほうが今はもう優位である。こういった優位性の部分は既にあるからいいだけではなく、これがあるから大阪がもっと良くなるというふうな議論への広がりが必要。官の部分だけ議論していても大阪府と基礎自治体の役割の見直しっていう域を超えなくて、全国レベルで見たとき、副首都の議論としては足りない。だから今日のところは、必要条件では多分150点ぐらい取れているけど、十分条件のところの議論をさっき冒頭で次回以降有識者も入れてとありましたけども、別途していかないと、芯はあるんだけど周りの肉がないみたいなことかなと思う。

官の役割については十分整理されていて、民の部分についてどれだけ充実しているのかの確認と、あと何が足りないのかということですね。個人的には足りないものとして、まさにデジタルインフラのところをずっと言ってるわけですけど、データセンターとか国際海底ケーブルだとか、そういった民で足りない部分をこれからどうするのか議論が別途必要である。

それから官が担う役割でも足りない部分はあって、それは今の大阪府の業務の中にない。例えば、国の権限だと思っているけれども、それを副首都がもらって自由に動かさない限り、自立的な成長なんかないという領域はいっぱいある。都市計画だとか容積率の話だとか開発規制、これスピードの問題とスケールの問題と両方あると思います。その権限は今大阪府にないので今日の資料には書いてない。それは国がやることだと思っているけれども、それを国に置いたままでここでいう副首都にふさわしい地方政府になれるかということと多分足りない。そこの部分の作業は、やっぱりプラスアルファで今後足していく必要がある。そういう意味で、今日の議論に入っていないけど、国にあるものをここに持ってこないといけませんという議論が一つ重要。

もう一つは、あと副首都って大阪府に限ってますけど、副首都を支える機能っていうのは大阪に勤務していただく他府県在住の方々とか、周辺の色んな企業も大阪の会社をバックアップしている。そういう意味で言うと、関西圏全体の機能強化に資するような役所ができることってまだあるんじゃないか。例えば、これも私の個人的な持論ですけど、東京都は東京メトロの株式を売却してしまってたけれども、大阪メトロは大阪全体の資産であり、さらに関西全体の資産である。そういう発想に立てば、大阪メトロの資産なんかを核にして、関西の交通ネットワークを支援するための基金をつくっていくとか、首都圏整備法みたいなやつがありますけども、同じような発想で関西圏全体を充実させていくための税制だとか補助金とか、あるいは特殊法人を用意していただくとか。今の大阪府の業務だけ見つめていても、私は多分、副首都にふさわしい地方政府っていうものは見えないと思う。

なので、今日の議論は、既存、新規に分けると、既存の行政機能でしか見てない。それから、民と官に分けると、民が担うべき新たな役割のところはあまり議論できていない。プラスアルファの議論をもっと足していく必要があると思います。

（西島事務局長）

はい、どうもありがとうございました。今日の資料はどちらかというと、ふさわしい行政体制に絞った形の資料にさせていただいているということと、メルクマールの中で東京都というところで、実際に首都として、首都を支える地方政府としてですね、実際にどのような事務をやっているのかということをメルクマールにして、1つどのようなものを今後、副首都として担っていくべきかという検討の中で今回ちょっと整理をさせていただいたもののご理解いただければと思います。

（上山特別顧問）

メルクマールとしても、東京都は、私はもっとやっていると思う。ここに書かれているような制度論じゃなくて、容積率の緩和にしたって、開発規制にしたって、かなり独自にスピーディーな審査の仕組みとか持っているの、東京都と同じ制度っていう話でなくて機能だと。東京都を超えるだけのパワフルな機能を作らなくちゃいけないというふうに思えば、東京都と同じものをうちがやりますっていう発想自体、私はもう目線が低過ぎると思います。東京は首都という特権のもとに、あの機能を持っているんだけど、我々は副首都って新しいものを作らなくちゃいけないし、まして地域として自立的に成長するわけだから、東京都並をめざすという発想自体が全然目線が低いと思います。

（西島事務局長）

ありがとうございます。今の上山顧問のご指摘もそのとおりでございまして、今後、先ほど国の権限ですとか、民間との関わりとか、東京都自身が色々やられていることとか様々あると思いますので、そういうのも今後色々検討を深めながら副首都としてあるべき姿、行政

体制がどのようなものであるのかということをもさらに検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

他にご意見ございましたら、西山副市長。

（西山大阪市副市長）

ようできている資料なので本当にありがたいなと思うんですけど、欲を申し上げますと、これオープン資料なので、例えば21ページから23ページ。このところ、特別区と連携協定の比較を丁寧にされているんですけど、今の大阪府市はどうなってるのっていうのは一般の方は疑問にされると思うので、それもちよっと1つ参考でもいいので並べた資料にさせていただいたほうが分かりやすいんじゃないかなと思いますのでお願いします。

（西島事務局長）

どれぐらいここに並べるのかというのは、そこの先ほどの前の9ページ以降で色々大阪府市域の場合っていうのは載せさせていただいてまして、それとの関係でどうなっているのかっていうあたりはどうさせて、この欄が入れれるかどうかも含めてちょっと考えさせていただきます。ありがとうございます。

（西山大阪市副市長）

大阪府市の場合、他都市と違って一体化条例で一歩前へ進んでいるので、その一体化条例の考え方とかを書き込んでいただいたらそれでいいのかなと思うんです。

（西島事務局長）

分かりましたありがとうございます。

他ございませんでしょうか、山本副市長。

（山本大阪市副市長）

資料のまとめ方の話なんですけども、今西山さんがおっしゃったところなんですけど、この比較っていうところは広域行政の比較をされているんだという理解なんですけども、そういうことですね。この最後のまとめのところですね、まとめのところの一番最後に、住民自治の充実というところで、特別区として公選区長を置くことにより、基礎自治サービスについて民意が反映された施策が展開することが可能となっているんですけど、これは何も比較、広域行政ではないですので、ここは基礎自治行政ですから、この前に比較をされていないと思うんですけど、これはまとめ方としては入れるべきではないんじゃないかなと思いますけど。

（西島事務局長）

はい、ありがとうございます。特別区設置、都区制度の中で、そういう点、特別区設置がまさにそういう制度っていうところもあって、住民自治の充実は書かせていただいたんですけども、取り扱いについてはまたご相談させていただきます。

他、ございませんでしょうか。

(上山特別顧問)

1 個いいですか。

(西島事務局長)

どうぞ、上山顧問。

(上山特別顧問)

2 回目の発言になります。今の指摘の部分はそうですね。24, 25, 26 ページ。ここら辺まとめになってるんだけど、最初の出発点が 4 ページですね。だからこの 4 ページの基準に沿って、まとめないといけない。4 ページの基準とちょっと微妙にずれていますよね。25, 26 ページは。

なので、中身自体はこれで正しいと思うし、私は住民自治の充実というのは、やっぱりさっき前半で申し上げた、成長戦略を支える部分、つまり住民のハピネスなので、そういう意味で 4 ページが多分狭すぎる。効率的な行政運営というのは抽象的だし、やっぱりまさにクリエイティブシティとして住民が生き活きと暮らせて、かつ外からもあそこに住んだら楽しいと、あるいは福祉も医療も充実しているという魅力的な姿がないと自立的に成長するような都市にならない。その意味で言うと、4 ページが多分狭すぎるんじゃないかと思います。

(西島事務局長)

ありがとうございます。他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

副知事はどなたもよろしいですか。森岡副知事。

(森岡大阪府副知事)

先ほどの西山副市長が言われたのとちょっと関連するんですけども、今の府市の状態がどうなのかというところと、これと 20 ページなんかで連携協約はこんなのやっているよという比較はされているんですが、それと現状との比較といいますか、今がどうなってっていうのは確かにちょっと分かりにくいなということと、この連携協約の中の各種事務執行の根拠、これがどんなものなんだっていうのをちょっと教えていただければと思います。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございます。府市一体条例では、主に事務委任っていう形で、あと委任をしつつ、組織の共同設置なんかを行っているというのが今の現状で、おっしゃるとおり全国的にも非常に珍しいというか、進んでいるかどうかという、そういう取組をやっているということでございます。参考資料で30ページ以降で、ちょっとその手法の方につきましてはご説明、関連資料を載せさせていただいておりまして、簡単にだけちょっと申し上げますと、30ページの事務委任については、自治体の事務の一部の執行を他の普通地方公共団体に委ねる制度ということになっていまして、委託する側の団体は、委託する事務について管理執行権限を失い、受託側に管理執行権限が一元化されるのが特徴ということでございまして、府市におきましては、一部の都市計画や成長戦略の事務を委任されているものでございます。

次、31ページの事務の代替執行につきましては、事務の一部を他の自治体に委ねるという点で事務委任とは同じなんですけども、管理執行権限は事務を任せた自治体に残るところで違いがございまして、それから、32ページの協議会につきましては、複数の自治体が事務を共同して管理執行するというものでございまして、執行権限自体はそれぞれの自治体に残っているということでございます。それから、協議会、機関の共同設置ということで33ページに載せていますけども、複数の自治体が委員会や行政機関、長の内部組織なんかを共同で設置し、事務を共同して管理執行するというもので、私どもの副首都推進局もそうですし、大阪都市計画局とか大阪港湾局なんかが該当するというものでございます。

(森岡大阪府副知事)

ここの30ページ以降の資料とかでも、そういう現状が、府市はこんなのやってますよと書いたほうがちょっと分かりやすいかなと思いました。

(西島事務局長)

承知しました。渡邊副知事お願いします。

(渡邊大阪府副知事)

すみません、ちょっと確認といいますか、制度的なところで申し訳ないんですけども、今、事務の一元化ということと安定性というところがポイントで、かなりご説明があったと思います。西山副市長や森岡副知事からの質問があったんですが、今の府市の一体化条例で色んなことをやっていますっていうところで、例えばこれを今の時点の現状として連携協約に書いたとしたら、それである程度カバーできる部分があるのか、そしてそれでは足りないというところがこの後ろの方で書かれているのかということと、あと東京都政をメルクマールにされるというところで今書いてあるんですけども、東京都政も多分今まで色んな課題ってあると思うんですけども、実は都区制度も決め方でしっかり、かなり制度的な幅が大きいので、色んなことを決めていくということが必要だと思うんですけども、その中で、

例えば任意事務なんかの役割分担をきっちり整理するとか、特別区、今の東京都政において体制的な、制度的なところで課題として考えられているところについて何か知っていることがあれば教えていただければと思います。

（西島事務局長）

はい、ありがとうございます。ちょっと今日は大阪府市で、府市一体条例の中でどういふような現状になっているのかというのは、どちらかというところとちょっとあまり載せていなくて、制度的な比較を今回させていただいているというところで、今日色々ご意見いただいていますので、そういう意味ではちょっと分かりづらいところもあったのかもしれないんですけども、あと今回この整理を検討させていただく中で、今この府市一体条例でやっている範囲以上に、東京都っていうのは一般の市町村範囲まで権限を持って、特別区の地域は特にですけども、首都を支える地方政府としていろいろやられていて、上山先生からもご意見ありましたけれども、それ以上に色んな手続きとかそういうことも含めて、もっと色んな実は知恵があるみたいなのところもありますので、そういうところはもう少し我々としても検討を深めていきたいなのを思っております。答えになっていないかもしれないですけど。

（山口大阪府副知事）

すみませんちょっと発言していいですか。オンラインですけど。

（西島事務局長）

山口副知事どうぞ。

（山口大阪府副知事）

上山先生にちょっとお聞きしたいことがあって、すみません。

よく何ていうか、バックアップするなら別に副首都に特別区なんて関係ないという議論があるかと思うんですけども、今回の副首都の役割っていうのは、経済圏というか、圏域の中核、経済圏の中核機能を担うということで、ある程度東京都政というか、自治制度というか、そういうものは参考にして作るべきかなと思うんですけどもね。これやはり、経済を引っ張っていきこうとしたときに、一応どういふやっぱり地方政府がいいのかですね、毎回色々先生と議論していると思うんですけども、ちょっとその辺のご見解をもう一度聞かせていただけるとありがたいんですけども。すみませんが。

（上山特別顧問）

ここの文脈で言うと、東京に頼らずとも自立的に成長できる地域になることだと思う。そういう自立成長力を持つためにどうあるべきかというのは、今日の前半の都市魅力のここ

ろでちょっと申し上げましたけど、まずはインフラが充実しないと話にならない。大阪の場合、二元行政でかなり立ち遅れてしまって、今必死でキャッチアップしている。交通物流的インフラがまず極めて重要である。最近はその上に電力通信、さらにデータセンター、海底ケーブルなど、デジタルインフラが必要になってくる。

もう一つ、都市開発の中でもう 20 年前ぐらいから急速に言われているのが、さっき申し上げたクリエイティブシティという概念です。これはインフラとか工場が街を引っ張るのではなくて、活力ある人材が集まっているところが繁栄するのだという発想です。人材が集まるというのは暮らしやすく、あと教育とか医療が充実している。楽しいというのも極めて重要である。そうすると稼げる活力のある人材がよそから集まってくる。そうするとそこに立派な企業が誘致して、人を求めて企業がやってくると。なので、やっぱり人が活性化する環境をつくるのが 3 つ目のインフラである。こういう整理だったんです。それでさっきの話で、基礎自治体がやるサービスの話につながるんですけども、医療とか教育が充実していて、かつ文化とか、劇場とか、そういうものもあるような地域が繁栄する。だから、広域のいわゆる経済政策の部分と、あと基礎自治体がやるような民生的なこと、あるいは文化とかですね、こういったものがうまく接続していくと思う。ちなみに今回は、大阪府の目線で結構東京都を見ているんですけど、東京 23 区っていうのはやっぱりそういう意味では文化とか教育を含めて、お互い特別区が共創しながら楽しいまちづくりを切磋琢磨してやっている。そういう姿は、モデルになる。東京都庁の研究は今日もできているが、特別区も含めて、東京はなぜ活力があるのかという研究をもうちょっとやる必要がある。

（山口大阪府副知事）

ありがとうございます。やっぱり今回この資料を見てても法定事務っていうのは我々法律に書いているので分析はしやすいんですけど、結局、任意事務というか法に定められていなくて、要は独自にやってる事業というところまできっちり踏み込んでいるわけではなくて、28 ページにとりあえず政令市がやってるやつは調べているみたいですけども、特にやっぱりちょっと東京とか東京都政だけじゃなくて、特別区がやっていることとかですね。もちろんお金があるからと一口で終わっちゃうんですけど、どういうニーズでどういう形でやっているのかっていうのは、もう少しやっぱり分析が必要かなというふうに私も感じました。ありがとうございます。

（西島事務局長）

ありがとうございます。議論の途中ではございますが、ちょっとお時間の都合もございまして、このあたりで副本部長、本部長の順にご発言をいただければと思います。

（横山副本部長）

まず資料をまとめていただいてありがとうございます。まずメルクマールとすべき自治体と、そして連携協約と都区制度との比較というところで、この20ページのところに、今まだ骨子に記載のある表現に基づいて議論用に整理したものであるというふうには理解しているんですが、その上でもこの連携協約で進めていった場合、21ページ、22ページに比較を書きいただいておりますが、一定やっぱりハードル、それなりに連携協約でもハードルがあって、当然連携協約であるがゆえの脆弱性というところもあるのかなというふうに思います。

2つこれ制度比較で23ページにもまとめていただいておりますが、やはり大阪が首都機能を担うにあたっては、特別区設置、都区制度が最適ではないかなというのは改めて思うところです。

合わせまして先ほど上山先生からあった観点をぜひちょっと資料のブラッシュアップで進めないといけないなと思います。まず1つが副首都として東京都政制度は大分昔にできた制度で、そこから今に至るまで、今のこの副首都議論の中で、やはり国、広域自治体、基礎自治体の役割分担として、いわゆる副首都が担うべき機能というところ、これはおそらく上山先生を含め、専門家の皆さんから色んなご意見もいただけたと思いますので、今後ここをしっかりとブラッシュアップしていくことと、もう一つ、例えば都区協議会やその特別区長会なんかで出ているような意見も、今一度ちょっとおさらいで目を通した方がいいのかなと思います。この歴史の中で東京の都区制度の課題としても出ている点というのはあると思うので、ここを今一度おさらいすることと、あと、非常に重要なのが、民間で担えるものは民間で担っていくような視点。例えば、PPPやPFIの議論というのは、昔に比べてはるかに加速しているので、このご時世だから、民間で担った方がよりドラスティックな人口減少や労働力不足の中で、より効率的な都市運営ができるんじゃないかという観点も含めて、民間で担えるものはあるのかっていう視点、この3つですね。なので副首都として担うべき、さらに強力に担うべき国からの権限移譲含めて担うべき機能等、過去の東京都政の課題等のおさらいと民間でできることのブラッシュアップ、この点については引き続き進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします、以上です。

(西島事務局長)

ありがとうございます。それでは本部長、よろしくお願いします。

(吉村本部長)

はい、お疲れ様です。資料をまとめてくれてありがとうございます。

やはり大事なこととすれば、副首都としてどういう機能を果たしていくのか、どういう具体的な副首都をめざしていくのが非常にまず重要で、法案骨子で示されていることとすれば、1つは東京首都圏、もし万一ことがあれば全部あるいは大部分をバックアップすることに加えて、東京首都圏と伍するような経済圏域をつくっていくということ。その中核機能

を果たす地方政府はどうあるべきかということ。じゃあそこはどういった自治体であれば果たせるのかという視点が重要だと思うんですね。しかも、この法案の中においては副首都ごとに整備計画を定める、国が基本方針を定めた上で副首都についての、そして、副首都ごとの整備計画を定めるということになります。副首都ごとの整備計画は、副首都の長の意見を尊重しなければならないということにもなっています。

じゃあ、その具体的な機能は何かとすると、これも法案上、既に出ていて、そのバックアップの拠点、それはもちろんのことながら、それにふさわしい、先ほど私が申し上げた、ある意味首都をバックアップし、そしてそれに伍するような経済圏域をつくる。その上でのまちづくりであったり、インフラであったり、民間が投資しやすくなるような税制であったり、規制緩和であったり、そういったものの法制上、税制上、財政上の措置を取るということになっていますので、まずここについて、大阪がめざす副首都というのをある程度定めていくということ、これが重要だと思います。

最終的には国の整備計画になると思いますが、そこにおいてじゃあ具体的にそれを担っていく地方行政主体はどうなんだろうということを考えていくことが重要だろうと。

今日は連携協約と特別区との設置との比較でありましたが、やはりそれだけ日本において重要な役割を担うんだと経済機能も含めて重要な役割を担うんだということなのであれば、やはり今の状態の、例えば知事である私が単独でできるかという、それは難しいんだろうと思います。じゃあ横山市長が単独でできるかという、それもまた難しい。大阪府知事と市長、今2つの席になっていますけど、ここの真ん中にもう一つの強力な都知事と言われるような、こういった権限を持った地方行政の長というのが引っ張っていくというのがふさわしいんだろうなというふうには思います。

そういった意味で、今回もこうやって適切に比較もしてくれましたが、合わせて重要なことは、法案骨子にある6つの効果、副首都の効果について、よりブラッシュアップして深めていくことだと思うんですね。それによって、いわゆる、いざというときの首都中枢機能をバックアップするだけではなくて、首都圏と伍するような経済圏域を日本の中にもう一つのツインエンジンの軸をつくる。そこが大事なことだと思うんです、広域の部分でいくと。そこを担う広域行政体はどうあるべきかという議論なんだろうと思いますから、ちょっとその議論を深めていただけたらと思います。今日は多分、今の現状の事務を前提にすると、ここが限界なんだろうと思います。よくまとめられていると思います。なので、少しそちらの方、力を入れて検討してもらいたいなというふうに思います。

もう一つの、連携協約の方はこれは法律上の要件の一つに入っていますが、政令で定めるということになるのでまだこの政令も定まってない状況ですから、これ以上具体的に比較するのは難しいのかなとも思いますのでそれは比較の対象としておくとしても、やはり大阪がめざす副首都というのはどういうものなのかというのを法案に照らして方向性を考えていくということが重要で、そこから遡ってというか、その機能を担うためには、どういう広域地方政府が必要になんだろうかという視点で検討してもらえたらなというふうに

思います。この資料を見るだけでも、ただ6つの効果を考えるだけでも、とてもじゃないけれども大阪府知事単独でも難しいし、大阪市長単独でも難しいんじゃないのかなというふうには思っています。つまり都区制度がふさわしいんじゃないかというふうに思っています。

(西島事務局長)

ありがとうございました。本日は様々なご意見いただきましてありがとうございます。

一点ですね。今回特別区設置と連携協約ということで、法案骨子案にポイントに書かれたものを比較させていただきました。一定、特別区の設置の方は優位性はあるのかなということは全般の議論の中であったかなと思います。引き続き、今日様々なご意見をいただきましたので、府市でさらに検討を深めまして、今後、副首都法案のもう少し具体的な案ですとか、政令の案なんかも出てくると思いますので、そういうのを踏まえながら、さらにまた改めて議論させていただきたいと思いますので、そういう方向的をちょっとまとめさせていただくというのがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、本日は以上となります。皆様ありがとうございました。